

議案第55号

つくば市体育施設条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和2年5月28日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市体育施設条例の一部を改正する条例

つくば市体育施設条例（平成3年つくば市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号及び第17条第1項第1号中「つくば市体育協会」を「一般社団法人つくば市スポーツ協会」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## つくば市体育施設条例（平成3年つくば市条例第29号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条—第6条（略） （使用料の減免）</p> <p>第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を免除することができる。</p> <p>(1) 市、<u>一般社団法人つくば市スポーツ協会</u>又は茨城県中学校体育連盟が主催する事業のために使用するとき。</p> <p>(2)—(5)（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第8条—第16条（略） （利用料金の減免）</p> <p>第17条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用料金を免除することができる。</p> <p>(1) 市、<u>一般社団法人つくば市スポーツ協会</u>又は茨城県中学校体育連盟が主催する事業のために使用するとき。</p> <p>(2)—(5)（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第18条（以下略）</p>	<p>第1条—第6条（略） （使用料の減免）</p> <p>第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を免除することができる。</p> <p>(1) 市、<u>つくば市体育協会</u>又は茨城県中学校体育連盟が主催する事業のために使用するとき。</p> <p>(2)—(5)（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第8条—第16条（略） （利用料金の減免）</p> <p>第17条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用料金を免除することができる。</p> <p>(1) 市、<u>つくば市体育協会</u>又は茨城県中学校体育連盟が主催する事業のために使用するとき。</p> <p>(2)—(5)（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第18条（以下略）</p>